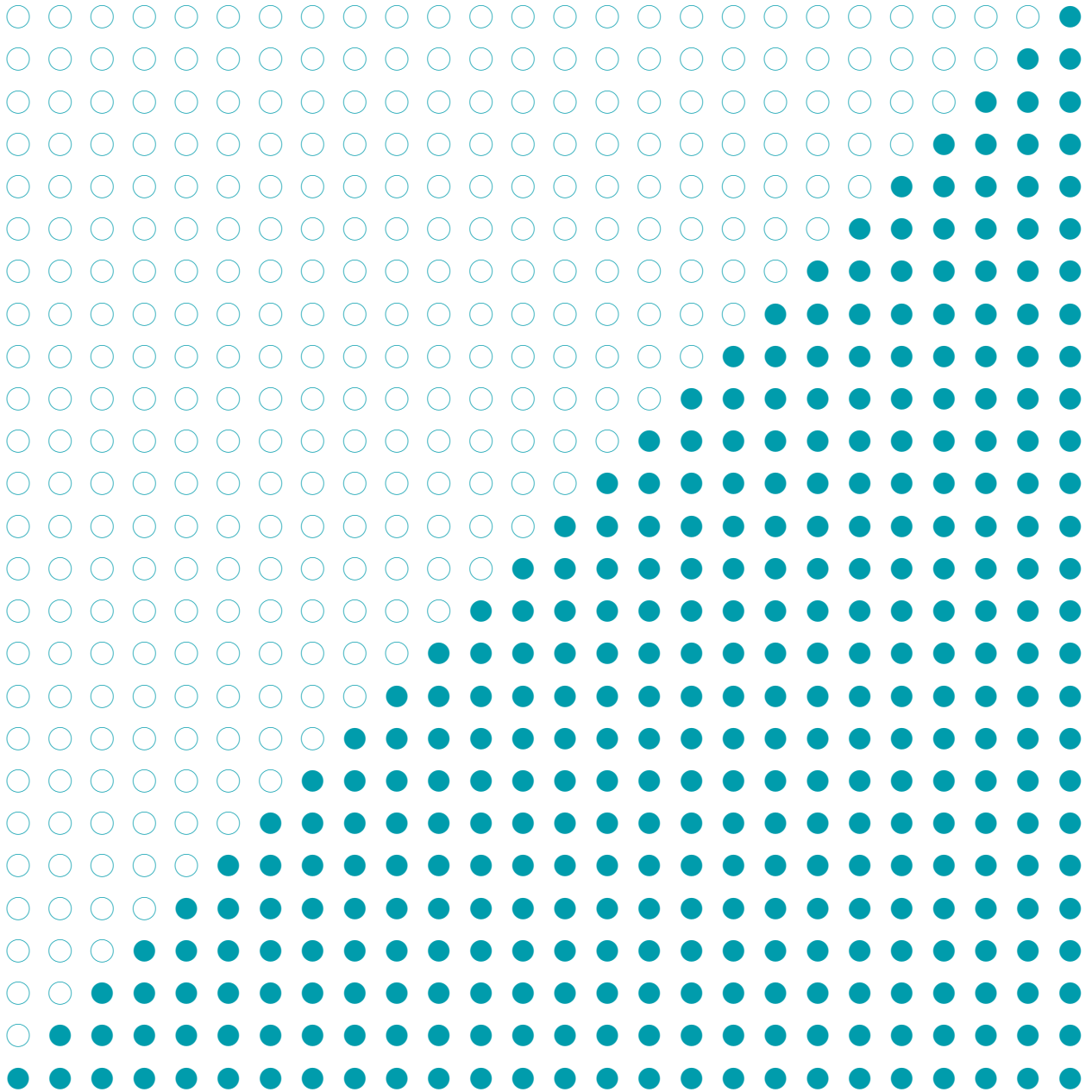
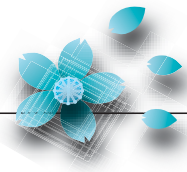


第 3 章



計画推進の基本姿勢

計画推進の基本姿勢

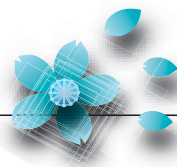


将来像の実現を図るためには、行財政運営の向上はもとより、市民・団体・事業者が一体となり計画を推進する必要があります。

計画推進の基本姿勢として、2つの柱を設定します。

- 1 行財政改革の推進と市民サービスの向上
- 2 市民と行政が一体となった協働のまちづくり

第1節 行財政改革の推進と市民サービスの向上



民間企業の厳しさをもった新しい視点により市政を点検し、行財政改革を徹底して行うとともに、市民の満足度に基づいた市民サービスの向上に努めます。また、財源の確保に努めるとともに、健全で効率的な行財政運営を行います。

①行政運営(効率的な行政運営の推進)

総点検による事務事業や施策の見直し、さらに行政評価制度¹の活用による行財政改革の着実な実施、電子市役所の推進、民間活力の導入、情報の公開と保護、時代ニーズに即した公共施設の統廃合などによる市有財産の適切な管理・運営を図ります。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、各種懇談会やパブリックコメント制度²により広聴の機会の拡充を図り、市民参加による行政運営を行います。

公社等の外郭団体については、事務の統廃合などの見直しにより運営の適正化を図ります。

また、市内外に立地する大学や研究機関と企業との共同研究や情報交換などを通して、産学官連携を構築します。

②財政運営(健全な財政運営の確保)

事務事業の見直しや義務的経費の抑制等による歳出構造の見直し、また、企業誘致等による自主財源の確保や受益者負担の適正化等による歳入確保への取組を強化して、経営的視点に立った、健全で計画的な財政運営を推進します。

③広域連携(更なる広域連携の推進)

ごみ処理や環境行政、交通体系の整備、保健、福祉、教育、消防等において、将来の新たな合併を視野に入れた広域的連携を進め、行政サービスの向上を図るとともに、災害時緊急支援協定によって自治体間の連携を強化します。

④地方分権(自主・自立のまちづくりの推進)

国・県・市町村の「対等・協力」という新しい関係に基づき、まちづくりに必要な権限や税源移譲を働きかけるなど、国、県との適切な役割分担の明確化に努めます。

また、魅力ある個性豊かなまちづくりを推進するため、県のまちづくり特例市制度を積極的に活用します。

さらに、地方分権に的確に対応するための職員の意識改革と政策形成能力の向上を図り、迅速かつ効率的な行政サービスに努めます。

¹行政評価制度 政策や事業等の行政活動について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などについて評価し、総合計画の進行管理、予算編成等に活用するもの。

²パブリックコメント(制度) 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

⑤公共施設(適正な公共施設の維持管理と整備)

指定管理者制度³などの活用により、公共施設の適正かつ効率的な管理に努めるとともに、市民ニーズや施設の利用状況などを勘案し、多目的利用など機能分担、連携により有効利用を図ります。

庁舎については、市民の視点に立った窓口配置を行うなど、市民サービスの向上に努めるとともに、PFI⁴など新たな整備手法による検討を進め、新庁舎の建設を推進します。

⑥市民窓口サービスの向上(市民ニーズに対応したサービスの提供)

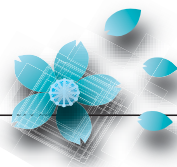
市民の利便性の向上を目指し、支所・出張所等との情報ネットワークや総合窓口の充実、窓口業務の休日サービスや時間延長を図るなど、市民ニーズに対応した迅速かつ質の高いサービスの提供に努めます。

また、暮らしに関する相談などの体制の充実を図ります。

³指定管理者制度 地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度のこと。

⁴PFI Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のこと。

第2節 市民と行政が一体となった協働のまちづくり



まちづくり市民会議や地区市民委員会、町内会、NPO¹、ボランティア、事業者など、多様な主体が、地域の問題に自ら取り組む環境づくりを進め、市民等と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。また、情報の提供や男女共同参画の推進、人権の尊重と平和の推進に努めます。

①市民協働(市民協働のまちづくりの推進)

市民と行政との協働によるまちづくりの推進のため、幅広い市民参加を促進するとともに、市民が市政へ参画する機会を拡充し、市民の総意と活力を生かしたまちづくりを進めます。

地域の抱える課題に対し、自ら取り組み、解決能力をもつ地域の創出が求められていることから、行政と市民との役割分担を明確にするとともに、市民活動を支援するシステムづくりを進めます。

また、まちづくりの様々な場面で、事業者による社会貢献活動が活発に行われており、情報提供やPRを行い、事業者個々の特長を生かしたまちづくり活動を促進します。

②コミュニティ(心豊かな生活を営めるコミュニティの振興)

心豊かな生活を営むことができる地域社会を創出するため、まちづくり市民会議を中心として、更に広がりのある市民ネットワークを構築し、市民全体のコミュニティ活動を推進するとともに、コミュニティ施設の整備や指導者を育成するなど、コミュニティ活動の一層の充実を図ります。

③ボランティア(一人ひとりの暮らしを豊かにするボランティア活動の促進)

ボランティアやNPOなど市民の主体的な活動に対し、個人や団体の自主性を尊重しながら、地域連帯、相互扶助に支えられたボランティア活動などの支援に努めます。

④行政情報(行政の透明化を進める情報提供の推進)

行政に対する市民の理解と認識を高めるとともに、公正で透明性のある行政運営を確保するため、情報公開制度や個人情報保護制度、パブリックコメント制度²の適正な運用と充実を図るとともに、ホームページの充実や各種広報媒体を活用した行政情報の提供・公表に努めます。

⑤男女共同参画(男女共同参画社会づくりの推進)

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるように、環境の整備に努めます。

¹NPO Non Profit Organization の略。利益を目的としない組織(民間非営利団体)のこと。

²パブリックコメント(制度) 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのこと。

⑥人権・平和(人権を尊重する意識の醸成と平和意識の啓発)

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成・啓発に努めるとともに、学校・家庭・地域・企業など関係機関と連携し、学校教育や生涯学習などの様々な機会を通して、人権教育を推進します。

「非核平和都市」として、人類永遠の平和に対する意識の啓発を推進し、平和の大切さ、尊さを後世に引き継ぎます。